

2022年11月14日

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号渋谷東口ビル6F
株式会社 Branding Engineer
代表取締役 CEO 河端 保志

吸収分割に係る事前開示書面

当社は、当社の100%子会社である株式会社ブランディングエンジニアとの間で、2022年10月28日に吸収分割契約を締結し、2023年6月1日を効力発生日とする、当社を吸収分割会社、株式会社ブランディングエンジニアを吸収分割承継会社とする会社分割により、当社のエンジニアプラットフォームサービス事業に関する権利義務の一部を株式会社ブランディングエンジニアに承継させることといたしました（以下「本件分割」といいます。）。つきましては、会社法（以下「法」といいます。）第782条第1項及び法施行規則第183条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項

別添資料1の通りです。なお、本件分割は株式会社ブランディングエンジニアにおいては法796条第1項に定める略式分割となります。

2. 法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

① 対価の総数に関する事項

株式会社ブランディングエンジニアは、本件分割に際して、何らの対価も交付いたしません。当社は株式会社ブランディングエンジニアの発行済株式の全部を有していることから相当であると判断しております。

② 吸収分割により増加する株式会社ブランディングエンジニアの資本金及び準備金等の額に関する事項

本件分割により株式会社ブランディングエンジニアの資本金及び準備金は変動いたしません。

③ 新株予約権に該当する事項

該当事項はございません。

3. 吸収分割承継会社についての事項

(1) 吸収分割承継会社の設立の日に係る貸借対照表

別添資料2の通りです。

(2) 吸収分割承継会社の設立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

株式会社ブランディングエンジニアには、会社設立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

4. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(1) 2023年1月1日付で効力が発生する、当社と株式会社X Investors及び株式会社Care Technologyとの間の吸収合併契約締結

(2) 2023年6月1日付で効力が発生する、当社の新設分割手続

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本件分割を行うに際し、本件分割の効力発生日以降における当社の債務及び吸収分割承継会社に本件分割により承継させる債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2022年8月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,306百万円、負債の額は1,530百万円、純資産の額は776百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。本件分割により、当社が株式会社ブランディングエンジニアに対して移転する資産の額は860百万円、負債の額は526百万円となる見込みです。また、本件分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

(2) 吸収分割承継会社が承継する債務の履行の見込みについて

当社から承継された債務の履行の見込みに関する事項本件分割により、株式会社ブランディングエンジニアが当社から承継する資産の額は上記(1)で述べたよう

に 860 百万円、負債の額は 526 百万円となる見込みです。また、本件分割の効力発生日までに株式会社ブランディングエンジニアの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件分割後における株式会社ブランディングエンジニアの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。以上の点、ならびに、株式会社ブランディングエンジニアの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、株式会社ブランディングエンジニアが当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

別添資料 1

吸収分割契約書

株式会社Branding Engineer（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 2 2－3 渋谷東口ビル 6 F、以下「甲」という。）と株式会社ブランディングエンジニア（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 2 2－3 渋谷東口ビル 6 F、以下「乙」という。）は、甲のエンジニアプラットフォームサービス事業に（以下「本件事業」という。）関して有する権利義務を分割し、乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり契約を締結する。

（吸収分割）

第 1 条 甲及び乙は、甲が本件事業に関して有する権利義務の全部を乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（商号及び住所）

第 2 条 本件分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- ① 吸収分割会社（甲） 商号：株式会社Branding Engineer
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 2 2－3 渋谷東口ビル 6 F
- ② 吸収分割承継会社（乙） 商号：株式会社ブランディングエンジニア
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 2 2－3 渋谷東口ビル 6 F

（吸収分割に際し交付する株式等）

第 3 条 乙は、本件分割に際して、甲に何らの対価も交付しない。

（資本金及び準備金の額）

第 4 条 本件分割に際して乙の資本金及び資本準備金は増加しない。

（承継する権利義務）

第 5 条 乙は、本件分割により、別紙承継権利義務目録記載の甲の営む本件事業に関する資産、債務、その他の権利義務の全部を甲より承継する。

- 2 本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

（効力発生日）

第 6 条 本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 5 年 6 月 1 日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

- 2 本契約は、本件分割の効力発生日の前日までに、本件分割について甲の株主総会の決議による承認が得られない場合にはその効力を失う。
- 3 本件分割は、以下の各号に掲げる事由のいずれもが充足することを条件として、その

効力が生じるものとする。

- (1) 甲、及び株式会社Care Technology及び株式会社X Investors間の令和4年10月28日付吸収合併契約に基づく吸収合併の効力が発生していること
(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上これを行うものとする。

(競業禁止)

第8条 甲は、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

(条件の変更等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、本件吸収分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件分割に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有するものとする。

令和4年10月28日

東京都渋谷区渋谷二丁目22-3渋谷東口ビル6F

(甲) 株式会社Branding Engineer

代表取締役 河端 保志

代表取締役 高原 克弥

東京都渋谷区渋谷二丁目22-3渋谷東口ビル6F

(乙) 株式会社ブランディングエンジニア

代表取締役 高原 克弥

承継権利義務目録

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業 に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の 評価について、令和4年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎 として、これにその効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

① 本件事業に属する現金及び預金の一切。 但し、株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門が管理する現金及び預金を除く。

② 本件事業に属する売掛金、仕掛品、貯蔵品、前払費用、関係会社短期貸付金、未収入金、その他の流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。但し、以下のものを除く。

・本別紙・3「承継する契約上の地位」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する 権利義務に関する流動資産。

・本別紙・1「承継する資産」(1)の定めにより、甲から乙に承継されない関係会社株式又は出資金を発行する会社(子会社)に関する流動資産。

(2) 固定資産

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

・その他株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門が管理する固定資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

・本別紙3「承継する契約上の地位」の定め により、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務 に関する負債。

・その他、株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に 関する事業及びグループ運営に関する事業部門に関する負債(長期借入金を含む。)

3. 承継する契約上の地位

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に係る一切の契約における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

但し、以下のものを除く。

- (1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (2) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- (4) 証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 会社役員賠償責任保険契約
- (7) 乙に承継されない資産及び債務に附帯又は関連する契約（乙に承継されない関係会社株式又は出資金を発行する会社に対する貸付に関する契約、役員及び従業員に対する貸付金に関する契約、グループ運営に関する事業部門が管理する貸付及び関係会社の信用補充に関して締結された契約を含む。）

4. 承継する許認可等

本件事業に関して甲が取得している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

5. 承継する争訟に関する権利義務等

本件事業に関する紛争、及び甲が原告又は被告となっている訴訟等の前提となっている権利義務のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

3. 会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く）に掲げる事項の内容

(1) 分割対価の相当性に関する事項

① 対価の総数に関する事項

株式会社ブランディングエンジニアは、本吸収分割に際して、何らの対価も交付いたしません。当社は株式会社ブランディングエンジニアの発行済株式の全部を有していることから相当であると判断しております。

② 吸収分割により増加する株式会社ブランディングエンジニアの資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割により株式会社ブランディングエンジニアの資本金及び準備金は変動

いたしません。

- ③ 新株予約権に該当する事項
該当事項はございません。

別添資料2 (吸収分割承継会社 株式会社ブランディングエンジニアの設立の日に係る貸借対照表)

貸借対照表

2022年9月20日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)	
流 動 資 産	20,000	株 主 資 本	20,000
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	10,000
		純 資 産 合 計	20,000
資 産 合 計	20,000	負 債 純 資 産 合 計	20,000